**総務省国民保護計画の変更について**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく総務省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

平成28年３月29日　　総務大臣　山本　早苗

総務省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節①中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同節⑥中「第25条第１項」を「第22条第１項」に改め、同節⑦中「第２条第４号」を「第２条第５号」に改め、同節⑧中「第２条第５号」を「第２条第６号」に改め、同節⑨中「第２条第６号」を「第２条第７号」に改める。

第２章第６節１⑴及び同⑵中「政府に」を「武力攻撃事態等において、政府に」に改める。

第４章第１節１中「政府に緊急対処事態対策本部」を「政府に緊急対処事態対策本部（事態対処法第23条第１項の緊急対処事態対策本部をいう。次項において同じ。）」に改める。

**消防庁国民保護計画の変更について**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく消防庁国民の保護に関する計画（以下「消防庁国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成28年３月29日　　消防庁長官　佐々木敦朗

消防庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

目次中「消防庁緊急事態連絡室」を「消防庁緊急事態調整本部」に改める。

第２章第５節５中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第３章第１節３中「消防庁緊急事態連絡室」を「消防庁緊急事態調整本部」に改める。

第３章第２節１⑵②の１つ目の○中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第３章第３節１の３つ目の○中「自衛隊や米軍」の次に「等」を加える。

第３章第６節１⑶の１つ目の○中「及び緊急消防援助隊運用要綱」を「並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱」に改める。

**法務省国民保護計画の変更について**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく法務省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成28年３月29日　　法務大臣　岩城　光英

法務省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節１の⑴中「政府に武力攻撃事態等対策本部」を「武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部」に改める。

第３章第８節１中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

**公安調査庁国民保護計画の変更について**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく公安調査庁の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成28年３月29日　　公安調査庁長官　野々上　尚

公安調査庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節１⑴中「公安調査庁長官は」の次に「、武力攻撃事態等において」を加え、「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

**外務省国民保護計画の変更について**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく外務省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成28年３月29日　　外務大臣　岸田　文雄

外務省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節１の⑴を次のように改める。

⑴　外務大臣は、武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に外務大臣を長とする外務省事態対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置する。

**財務省・国税庁国民保護計画の変更について**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく財務省・国税庁の国民の保護に関する計画（財務省・国税庁国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

平成28年３月29日　　財務大臣　麻生　太郎
国税庁長官　中原　　広

財務省・国税庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

総論３⑴中「それぞれ武力攻撃事態等」の次に「及び存立危機事態」を加える。

第１章第２節⑴中「大臣は、」の次に「武力攻撃事態等において、」を加え、「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第３章１⑴中「第26条」を「第23条」に改める。

別図中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に、「第26条」を「第23条」に改める。

**文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画の変更について**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく文部科学省・スポーツ庁・文化庁の国民の保護に関する計画（文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項の規定において準用する同条第５項の規定により公表する。

平成28年３月29日　　文部科学大臣　馳　　浩
スポーツ庁長官　鈴木　大地
文化庁長官　青柳　正規

文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画（17文科施第231号）の一部を次のように変更する。

第２章第２節１中「文部科学大臣は」の次に「、武力攻撃事態等において」を加え、「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第４章第３節１⑴中「文部科学省・文化庁復興対策本部」を「文部科学省・スポーツ庁・文化庁復興対策本部」に改める。

別表の１⑴中「、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス」及び「、コロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルス」を削り、「ベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルス」を「ベータコロナウイルス属（ＭＥＲＳコロナウイルス、ＳＡＲＳコロナウイルス）」に改め、「（狂犬病ウイルスを除く。）」の次に「、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス」を加える。

**厚生労働省国民保護計画の変更について**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく厚生労働省の国民の保護に関する計画（以下「厚生労働省国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成28年３月29日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久